

2025 年 度

(経済学部)

問題冊子

教 科 等	ページ数
小 論 文	12

試験開始の合図があるまで、問題冊子を開かないこと。

解答の書き方

1. 解答は、すべて別紙解答用紙の所定欄に、はっきりと記入すること。
2. 解答を訂正する場合には、きれいに消してから記入すること。
3. 解答用紙には、解答と受験番号のほかは、いっさい記入しないこと。
4. 解答欄への記入は、必ず横書きにすること。

注 意 事 項

1. 試験開始の合図の後、すべて(3枚)の解答用紙に受験番号を必ず記入すること。
2. 下書き用紙は、片面だけ使用すること。
3. 試験終了時には、解答用紙を必ずページ順に重ね、机上に置くこと。解答用紙は、解答していないものも含め、すべて(3枚)を回収する。
4. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。

以下の文章を読んで、設問に答えなさい。

妻の姓を選ぶ夫は「わずか4%」!?

元号が変わって最初の夏が終わる日、結婚をした。

式や披露宴なども挙げず、諸々のことはできるだけ簡素に済ませようと決めての結婚だった。当時、僕もすでに42歳であり、十分に大人になった2人の結婚である。シンプル、ミニマル、スマート。そんな流行りを意識したわけではないが、とにかく面倒なことは避けて、はしゃぐことなく、淡々と、そして粛々と、新しい2人の家庭をスタートさせよう……。そういう目論見であった。

だいたい、このような人生の節目というものは、いくら気をつけていても、冷蔵庫の角に小指をぶつけるような痛恨の事故が発生するものである。どこに地雷があるかわからない。気まぐれな運命と気難しい世間の目に留まらないよう、頭を低くして、できるだけ静かにやり過ごすにかざる。事なかれ主義ではない。これこそ、成熟し、洗練された大人のやり方というものである。

「浮かれた若造とは踏んできた場数が違うんだよ……」

踏んできたのは場数なのか地雷なのか分らないが、いまにして思えばそんな慢心もあったのかもしれない。僕がそれを思い知らされたのは、粛々と進むはずだったこの結婚に、1つの面倒が巻き起こったからである。その面倒とは、妻ではなく僕が苗字を変えたことだった。

結婚する際に妻の姓を選んだ男性は口をそろえてこう言う。「苗字を変えるのがこんなに大変なことだとは知らなかった」。そうそう、僕も……。いや、しかし。僕にかぎっては「知らなかった」とは言わせてもらえないかもしれない。結婚や改姓をめぐる問題が専門ではないとはいえ(普段は山奥で山伏を追いかけたり、京都で舞妓を追いかける観光客を追いかけたりしながら暮らしている)、一応は「社会学」という看板を出したり引っ込めたりしながら渡世をしてきた人間である。結婚改姓がとにかく面倒くさいことくらいは耳学問で知っているつもりだった。

現在の日本では国際結婚などの場合をのぞいて、結婚する際には夫か妻かどちらかの姓を選ばなくてはならない。法律上は、夫の姓でも妻の姓でもどちらを選んでもよい。しかし現在、夫の姓を選ぶカップルは実に96%にのぼり、一方で妻の姓を選ぶカップルは4%に過ぎない。この圧倒的な偏りを示す数字は、やはり衝撃的である。

男性の生き方も、女性の生き方も変わった。でも……。

そうはいっても、この国は変わった。いわゆる「男女雇用機会均等法」の施行から三十数年が経ち、現在では共働き世帯が全体の6割を超えている。また、1980年代には男女で3倍近くの開きがあった大学進学率も、いまや男性の56.6%に対して、女性も50.7%となっている。さらに、これに短大や専門学校などを合わせた高等教育機関への進学率を見れば、女性は男性を上回る(文部科学省「令和元年度 学校基本調査」)。「どうせいつかお嫁に行くのだから、女に学歴なんて必要ない」。そんなことを言われた時代はもう遠いのだ。

「将来、私はどうやって食べていくのか」

日本はずいぶん前から、10代の女の子もそんなふう to 自身のキャリア形成を考えるのが当たり前の国になった。

一方で「ユークャン新語・流行語大賞」のトップテンに「イクメン」という言葉がランクインしたのは2010年のこと。それから10年が経ち、2021年6月には国会で改正育児・介護休業法が成立した。男性の育休取得を後押しする制度が話題を呼んだ、通称「改正育休法」である。いまやイクメンは流行語ではなく、男性の育児参加はこの国に暮らす人すべてが取り組むべき課題として認知されるようになったのである。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別役割に反対する人は増え続け、2019年の調査では、女性で63.4%、男性で55.7%となっている(内閣府男女共同参画局「令和元年版 男女共同参画白書」)。変わったのは女性だけではない。男性もまた大きく変わりつつあるのだ。

しかし、そんな日本社会でこれから結婚する人々の96%が夫の姓を選ぶというの

が現実なのである。

近年の日本では、年間 50 万組以上のカップルが結婚し、平均初婚年齢は男性で 31.2 歳、女性で 29.6 歳となっている(厚生労働省「人口動態調査 令和元年」)。つまり、「妻の姓を捨て、夫の姓を残す」という選択をし続けているのは頭の固い年長者たちではない。いわゆるアラサーど真ん中の人々の選択なのである。

女性の生き方も変わった。男性の生き方も変わった。しかし、老いも若きも、「女性は結婚すると夫の苗字に変える」ことだけは依然として変わらない。この頑固さは、いったいどういうことなのだろうか。

結論から正直にいうと、僕は何も見えていなかったといわざるを得ない。96%の選択をしたカップルがなぜ夫の姓を選んだのか。もう 1 つの選択をした 4%に何が起こったのか。そして、なによりこの苗字というものが、われわれにとってどれほど面倒なものなのか、僕は何も分かっていなかったのである。

とはいえ、いつまでも途方に暮れてばかりもいられない。いまさらだが、一歩ずつ、自分は何をしでかしたのかを確かめていこうと思う。この国で、結婚して男が苗字を変えろとはいったいどういうことなのだろうか。

夫婦同氏制を採用しているのは世界で「日本だけ」

まず、法的に夫婦であることを認められるには、婚姻届に記入して役所で受理してもらう必要がある。しかし、厄介なことに、この国の婚姻届には「婚姻後の夫婦の氏」という欄がある。民法第 750 条に「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と規定されているからだ。

これは実質的には夫婦が別々の氏を名乗ることや、また夫婦共同の氏であっても新しい氏を名乗れないことを意味する。つまり、日本の法律では、2 人の人間のうち、どちらかが自分の苗字を捨て、相手の苗字に組み入れられないと結婚できないのである。

このような日本の婚姻制度は「夫婦同氏制」と呼ばれるものである。そしてなにより驚くべきことに、現在、夫婦同氏制を採用しているのは、この世界で日本だけなのだ。2020 年 11 月の参議院予算委員会における答弁でも、法務省による調査をもとに上川陽子法務大臣(当時)が、「現在、夫婦の同氏制を採用している国は我が国以外に

は承知しておりません」と認めている。

恥をしのんで告白すると、僕自身も結婚するまでこの事実を知らなかった。日本では、あまりに当たり前なので、深く考えることがなかったからだ。われわれが暮らすこの国は、夫婦がどちらかの苗字を選ばないと結婚できない「世界最後の国」だったのである。

世界各国の「夫婦の苗字」に対する制度は？

とにかく「日本は世界最後の夫婦同氏制」というインパクトに^{け お}気圧されてしまうが、念頭に置いておかないといけないのは、「姓のあり方」はわれわれの想像よりはるかに多様だということである。

日本の姓は家族の名前を表す、いわゆるファミリーネームといわれる。しかし、姓は自分の出自を示すものとして、男であろうが女であろうが結婚後も変わらず、生涯同じ姓を名乗り続ける文化もある。また、夫婦の姓を合わせた「複合姓(結合姓)」を名乗る文化もある。

したがって、「子は両親と同じ姓を受け継ぎ、女性であれば結婚する時に夫の姓に変わる」というイメージは多様な姓のあり方のごく一部であり、普遍的なものではないのだ。そして、それぞれの文化をもとに制定されている、それぞれの国や地域の「結婚と姓」をめぐる制度もさまざまである。

たとえば、日本と同様に儒教的な価値観の影響が強い東アジア諸国のうち、中国、韓国、台湾は「夫婦別姓」の伝統を持つ(図表 1)。その背景には、姓は家族の名前ではなく、その人の系譜を示すものという考え方があり、夫婦それぞれの父の姓を名乗る父系制の伝統がある。それらの価値観においては「姓を変えることは、自分の親をないがしろにすること」であり、配偶者と同じ姓であることより、父親と同じ姓であることが重視されるのだ。

そのため、夫婦別姓といっても、現在日本で議論されているような「選択的」夫婦別姓というよりは「強制的」夫婦別姓の伝統ともいえる。女性が男性に付き従い、そして親孝行を説くのはまさに儒教的な価値観といえるが、同じ儒教の影響が強い国とはいえ「女はいつか嫁に行って姓を変える」ことが当たり前の国で育ったわれわれにとっては、すぐご近所の国々の姓をめぐる事情や考え方の違いに目から^{うるこ}鱗が落ちる思いである。

アジア以外の国々に目を向けると、アメリカももともとは夫婦同姓を定めていたが、1970年代に選択的夫婦別姓を導入した。また、フランスは原則夫婦別姓だが、結婚後に配偶者の姓を名乗ることもできる。

一方、日本と同じく夫婦同氏制を採用していた国の例でよく挙げられるのが、ドイツである。ドイツは、明治期に制定された日本の近代法制度に大きな影響を与え、夫婦同氏制においても「お手本」とされた。ドイツ法における「氏」は婚姻共同体の名称とされたからだ。しかし、そのドイツも1993年には民法の改正を行い、選択的夫婦別姓を導入している。

近年では、2005年にタイが民法改正の際に、2013年にはオーストリアとスイスが選択的夫婦別姓を導入した。こうして、ほぼすべての国が「夫婦は姓が同じでなくてはならない」という夫婦同氏制を取り下げていくことになったのである。世界でたった1つ、われわれが暮らすこの国を残して。

こうした世界の潮流が日本に影響を与えないわけがなく、とくに1980年代以降、日本でも世論を巻き込み、夫婦同氏制の廃止は幾度も議論となってきた。しかし結局、「夫婦がどちらかの姓を選択しなくては結婚できない」という夫婦同氏制は維持されたまま、今日にいたっている。

これについては国連の女性差別撤廃委員会でも問題視されており、2003年の最初の勧告以降、2009年、2016年にも勧告が行われ、そして2018年12月には日本側の報告に対し、さらなる行動に関する情報を求める見解が外務省に送られている。国連は、結婚後も旧姓を使用できるような法改正を日本に対して繰り返し求めているのだ。それは日本の夫婦同氏制が実質的に女性に不利益を強いる制度として機能しているとみなされているからであり、そのことが1985年に日本が批准した「女性差別撤廃条約」に違反するからである。

「通称使用のままでよい」とはいかない理由

ここまで国連が問題視している「改姓にともなう不利益」とは、どのようなものだろうか。

まず、女性でも男性でも、とにかく改姓には名義変更の手間がかかる。行政での手

続き、職場での手続き、いくつもの銀行口座に何枚ものクレジットカードなどなど。多くの人は数十の手続きが必要になるといわれている。どれも「名前は変わっても中身は同じ人間であること」の証明が厳密に審査される手続きばかりであり、つまり改姓した人間はその厳密な審査に何十回も付き合わなくてはいけないのだ。

また近年、とくに結婚改姓について問題化されてきたのが「キャリアの分断」である。たとえば僕のような業種は研究者としての業績を看板にして仕事を得ている。しかし、もし途中で名前が変わってしまえば、旧姓の頃の業績と新姓での業績が同一人物の業績として把握されなくなるのだ。具体的には、僕がいま名乗っている名前を「ググった」時に、僕の過去の仕事がちゃんとヒットしなくなる可能性がある。これは研究者にとっては死活問題だ。そのため研究者の業界では昔から、さまざまな不利益を強いられながらも事実婚を通すカップルも多かった。

さらに、さまざまな業種で終身雇用が望めなくなった現在では、活躍の場を移しながら自分の名前を看板としてキャリアを形成していく人が多くなっている。今後ますます、結婚改姓による困りごとに直面する人が増えることは間違いない。

「じゃあ、普段は通称で仕事をすればいいじゃないか」

そう思う人も多いだろう。かくいう僕自身も現在は通称で仕事をしており、「中井」という苗字は旧姓である。しかし、業務に旧姓(通称)の使用を認めていない企業も多い。その背景には、納税や社会保障などに関する手続きには戸籍名が必要といった事情があるといわれている。

また戸籍名で登録される国家資格に関わる職種では、旧姓での業務継続に困難があることも知られている。結局は国家が個人を厳密に把握する場面で戸籍名が必要なかぎり、場当たりの通称使用の拡大を進めてもどこかで必ず不整合が出てきてしまうのだろう。

データで見る旧姓使用の現状

ここで、旧姓使用の状況に関する詳しいデータを見てみよう。

2017年3月に内閣府男女共同参画局が発表した『旧姓使用の現状と課題に関する調査報告書』によると、何らかの形で旧姓使用を認めていると回答した企業は49.2%となっている(図表2)。全体の約半数だ。一方、あらゆる場面で旧姓使用を認めていないと回答した企業は30.6%である。図表2からは、企業規模が大きくなるほど旧姓使用を認めている企業の割合が高くなることが見て取れる。

しかし、旧姓使用を認めている範囲に目を向けると、複雑な現場の実情が垣間見える。たとえば名刺や社員証の表記、座席表などでの旧姓使用を認める企業は7割を超えているが、給与振込依頼での旧姓使用を認めている企業は2割にも満たないのだ(図表3)。

つまり旧姓使用を認めていると回答した企業でも、実態としては日々の業務のなかで場面によって旧姓と戸籍名を使い分けながら仕事をさせているということである。いうならば、デスクに2つの名前のハンコが用意しており、書類によって押すハンコが違うということである。ハンコを押して提出する側だけでなく、その書類を受け取って処理する社員の「あーもう！ ややこしい！」というため息が聞こえてきそうである。

いずれにせよ、仕事で旧姓を使い続けなければならないかといっても、仕事の現場の実態はそれほど簡単な話ではないことがうかがえる。

改姓の苦労は女性にも「意外と理解されない」!?

このような結婚に伴う改姓の苦労やコストを語る時、男性の無理解はよく話題に上がる。しかし、実際には女性の間でも「え？ 苗字変わっても、私はそんなに苦労しなかったよ」という声が上がることも珍しくない。

職業生命や家名の存続に関わるため、結婚改姓が人生の重大な障壁となって法律婚ができない人がいる一方、「苗字を変えても私は別に苦労しなかったけどな」と首をかしげる人もいる。どちらかが嘘をついているならば話は簡単だ。しかし厄介なことに、それぞれ実体験に則した真実なのである。

ここに結婚改姓をめぐる問題の「ややこしさ」があるといっていいただろう。この問題における当事者とは、法律婚が同氏制を採用しているかぎり、苗字を変える側も変え

させる側も含めた、日本のすべての人である。しかし、その当事者たちに生の声を聞こうと思っても、改姓の苦労や負担、何を失うのかはそれぞれまったく異なるのである。あまりにもバラバラなのだ。

「俺が結婚した時は」「うちの親が再婚した時は」「うちのオフィスでは」——そうやって、誰もが当事者としての経験と自負に裏打ちされた持論を語る一方、誰もが他人のケースに関して「初耳」なのである。

そのため、結婚改姓に伴う苦労を誰かに語ろうとすると、非常に面倒くさいことになる。資格職など業務で戸籍名が必要な仕事なのかどうか、名義変更に数十万円もの費用がかかることもある株や不動産などの資産を保有しているかどうか、専業主婦なのか共働きなのか、他に家名を継ぐきょうだいはいるのか、さらには結婚・離婚歴までを説明し、それぞれ自分の生き方や働き方から理解してもらう必要がある。それぞれの人生の数だけ、改姓に伴う苦労や思いの形があるからだ。

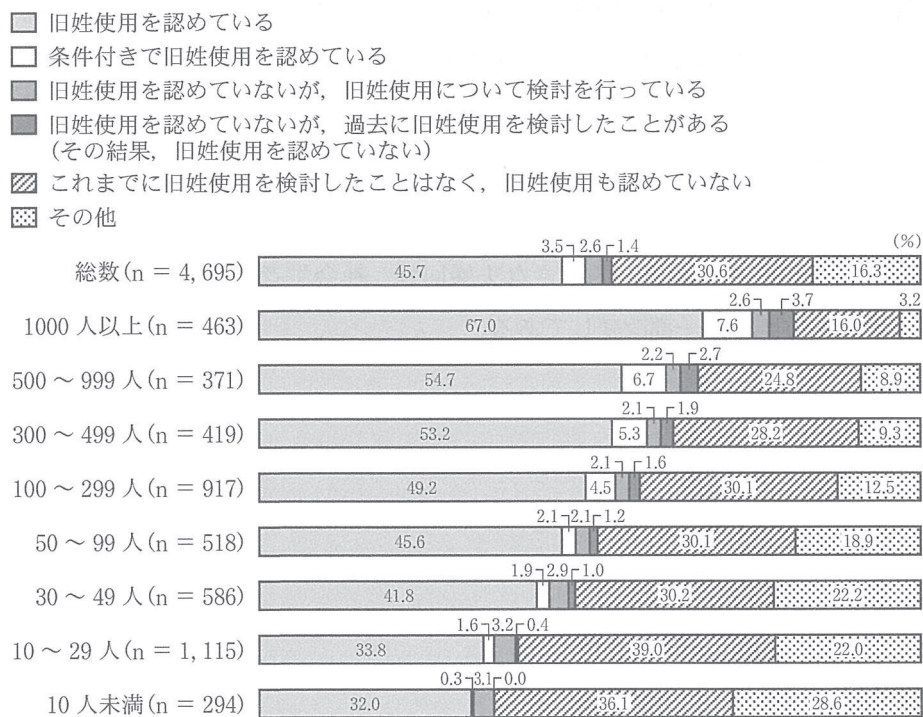
それゆえに、この問題を国民的議論の俎上^{そじょう}に乗せることは容易ではないのである。それは2人で婚姻届を提出し、結婚した男女にとっても同じである。同じ書類にサインをして同じ食卓を挟んでいても、経験していることや感じていることはまったく違う。ああ、こうして今日もまた僕らはすれ違うのである。

出典：中井治郎(著)『日本のふしぎな夫婦同姓 社会学者、妻の姓を選ぶ』PHP 新書、2021 年。一部改変してある。

図表1 夫婦の姓に関する国際比較

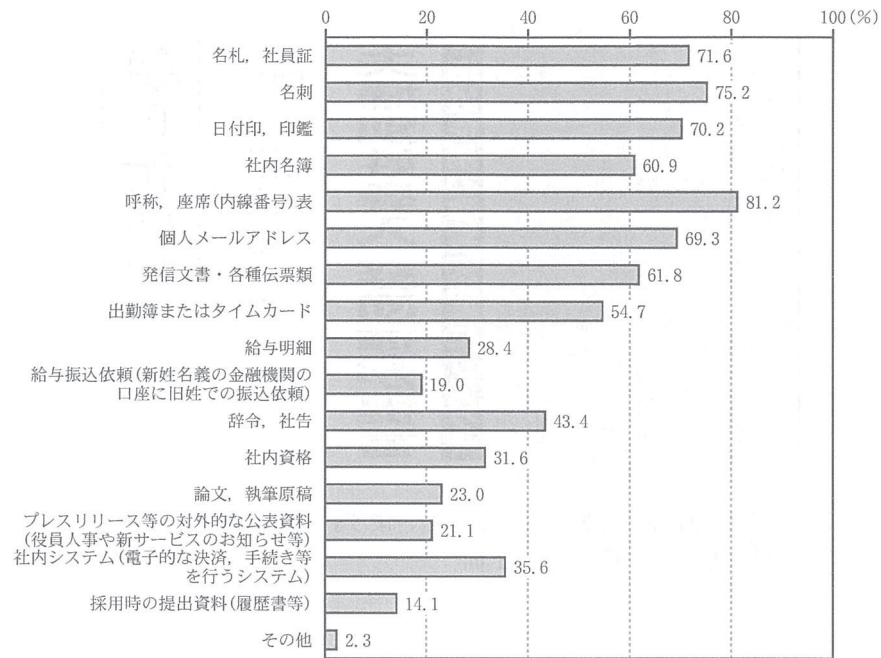
国名	制度	導入時期
日本	夫婦同姓	
中国	夫婦別姓	
韓国	夫婦別姓	
台湾	夫婦別姓	
アメリカ	選択的夫婦別姓	1970 年代
フランス	夫婦別姓	
ドイツ	選択的夫婦別姓	1993 年
タイ	選択的夫婦別姓	2005 年
オーストリア	選択的夫婦別姓	2013 年
スイス	選択的夫婦別姓	2013 年

図表2 旧姓使用の状況(企業規模別)



出典：内閣府男女共同参画局『旧姓使用の現状と課題に関する調査報告書』

図表3 旧姓使用を認めている範囲



出典：内閣府男女共同参画局『旧姓使用の現状と課題に関する調査報告書』

図表 4

著作権等の関係上、公表いたしません。

出典：『朝日新聞』2024 年 6 月 11 日，1 面。

図表 5

著作権等の関係上、公表いたしません。

出典：『朝日新聞』2024 年 6 月 11 日，7 面。

設問 1 著者は、日本社会における結婚の際の姓の選択において、「頑固さ」があると述べているが、この「頑固さ」とは何を指しているのか。本文に沿って説明しなさい。(300 字以内)

設問 2 図表 4、図表 5 は、2024 年 6 月 10 日に、経団連(日本経済団体連合会)が選択的夫婦別姓制度の早期導入を政府に求める提言を公表したことを伝える新聞記事である。経営者団体が、政府にこのような提言を行ったその背景や理由にどのようなものがあると考えられるか。本文と図表、新聞記事の題字に基づいて説明しなさい。(400 字以内)

設問 3 結婚に伴う改姓について本文の内容と図表を参考にして、総合的に考えながら、あなたの意見を述べなさい。(500 字以内)